

第2次

小樽市男女共同参画基本計画

計画期間 平成25年度～34年度



小樽市

は　じ　め　に

社会経済情勢が急速に変化する中、国は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を重要な課題とし、平成11年「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

この基本法の理念に従い、本市におきましては、平成15年3月に「小樽市男女平等参画基本計画」を策定し、様々な施策を実施してまいりましたが、少子・高齢化の進行や家族形態、地域社会の変化に対応するには、まだまだ取り組むべき課題がたくさんあります。

このたび、「小樽市男女平等参画基本計画」の計画期間が終了するため、平成23年8月に実施した「男女平等参画に関する市民意識調査」の結果を踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の課題を整理するとともに、推進すべき施策を見直し、今後10年間の行動プログラムとして「第2次小樽市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画におきましては、新たに成果指標を定めたほか、男性や子どもにとっての男女共同参画、あらゆる暴力の根絶に向けた取組、市民等との協働による男女共同参画の推進を強調する視点としています。

男女がともに自分らしく生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、市民、企業、民間団体の皆様と手を携えて、本計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力をいただきました小樽市男女平等参画推進市民会議委員の皆様をはじめ、多くの貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様や関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

小樽市長 中松 義治

目 次

はじめに



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	2
2 小樽市男女平等参画基本計画の検証	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画の基本目標	4
6 計画において強調する視点	5
7 成果指標	6
8 計画の体系	7



第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	10
1 男女共同参画の意識の浸透	12
2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	13
3 男女の人権の尊重とあらゆる暴力根絶への取組	14
基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	16
4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	18
5 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	19
6 就労の場における男女共同参画の推進	20
基本目標Ⅲ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり	22
7 生涯にわたる健康支援	24
8 安心して暮らせる環境の整備	25



第3章 計画の推進

1 計画の推進体制	28
1 市民による推進	28
2 市における推進体制	28
3 国・北海道との連携	28

男女共同参画社会とは

『男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会』です。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律 第 78 号）第 2 条

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、その後「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められ、男女共同参画への意識は社会に少しづつ浸透していますが、固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会の慣行が依然として残っています。

また、近年はワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が男性側の課題として注目されるほか、少子・高齢化の進行や家族形態、地域社会の変化に対応するには、更に取り組むべき課題がたくさんあります。

男女共同参画社会の実現に向け、これらの課題を整理し、前計画の実施状況を踏まえて推進すべき施策を見直すとともに、総合的かつ計画的に推進するための行動プログラムとして本計画を策定します。

なお、男女共同参画社会の実現を目指すという本来の趣旨を明確にするため、名称を「第2次小樽市男女共同参画基本計画」とします。

2 小樽市男女平等参画基本計画の検証

平成15年3月に策定した「小樽市男女平等参画基本計画」（平成15～24年度）では、男女平等参画社会を実現するため、「男女平等参画社会の実現に向けた意識の改革」など四つの基本目標を掲げ、97施策145事業の全てに着手し、おおむね計画どおりに実施しましたが、市の各種審議会における女性登用率は35.0%（平成24年4月）で10年前（30.4%）と比較すると高くなっているものの目標値40.0%に達しておりません。

平成23年8月に実施した「男女平等参画に関する市民意識調査」の結果では、職場、政治、社会通念や慣習の3分野で「男性の方が優遇」という回答が50%を超える高い割合であり、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識については10年前と比較すると同感しない人の割合が増加していますが、同感する男性の割合は女性より高くなっています。家庭内の家事分担については「妻が中心」の割合が減少するなど、少しづつ男女共同参画が進んでいることが分かりました。

3 計画の位置付け

1. 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した基本計画です。
2. 「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重し、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「第2次北海道男女平等参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定しています。
3. 「第6次小樽市総合計画」の個別計画として、本市の各種関連計画との整合を図って策定しています。

○ 男女共同参画社会基本法の理念

男女の人権の尊重(第3条)

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

国際的協調（第7条）

男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

4 計画の期間

この計画の期間は平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とします。なお、国の動向や社会経済情勢の変化に応じ、見直しについて検討します。

5 計画の基本目標

この計画は、本市における男女共同参画社会の実現を目的として、次の三つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、全ての人が性別に関わりなく、個々の
人権が尊重され、個性と能力を十分に發揮できるよう、社会のあらゆる分野に男女共
同参画を推進する気運を醸成します。

また、あらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動を充実するとともに、関係機関との
連携強化により、防止対策や被害者支援を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

男性の意見とともに女性の意見を反映させて、社会における多様な問題を解決する
ことができるよう、あらゆる分野の政策や方針決定過程に女性の参画を拡大します。

また、家庭、地域社会、就労の場において全ての人が自分らしく生きることができる
よう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透を図り、男女共同参画を推
進します。

基本目標Ⅲ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

男女がともに心豊かに生き生きと暮らすため、一人一人が生涯を通じ自分の健康の保
持・増進を図ることができるよう健康支援に努めます。

また、安心して暮らせる環境の整備として、男女が多様なライフスタイルを選択しな
がら、主体性と責任を持って自己実現を図ることができるよう、子育て支援や介護サー
ビスの充実に努めます。

更に、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等に対して、それぞれのニーズに対応したき
め細やかな自立支援や福祉施策を行います。

6 計画において強調する視点

前計画の推進状況を踏まえ、今後、更に計画を推進するに当たり、次の4点を強調する視点とします。

1. 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、その実現には、女性側の一方的な推進ではなく、男性側の推進が不可欠です。

男性の長時間労働を見直し、育児、介護、地域活動等に男性が参画できるよう環境整備を推進するとともに、男女共同参画の理解に向け、男性に対して積極的な働きかけを進めます。

2. 子どもにとっての男女共同参画

人権の尊重や男女共同参画の意識は、子どもの頃から長い年月を経て、両親や祖父母、学校の先生など身近な大人たちの言動に大きな影響を受けながら形成されていきます。

次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の意識に慣れ親しみ、理解を深めるよう努めます。

3. あらゆる暴力の根絶に向けた取組

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要課題です。あらゆる暴力を容認しない社会的認識の徹底や防止対策、被害者支援など、関係機関と連携しながら、総合的に推進します。

4. 市民等との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人一人の意識の変革が必要であり、あらゆる分野で様々な施策を継続的に推進していかなければなりません。

男女がともに自分らしく生きることができる社会を作ることを、自らの課題としてとらえ、市民、企業、民間団体、市が協働で男女共同参画を推進します。

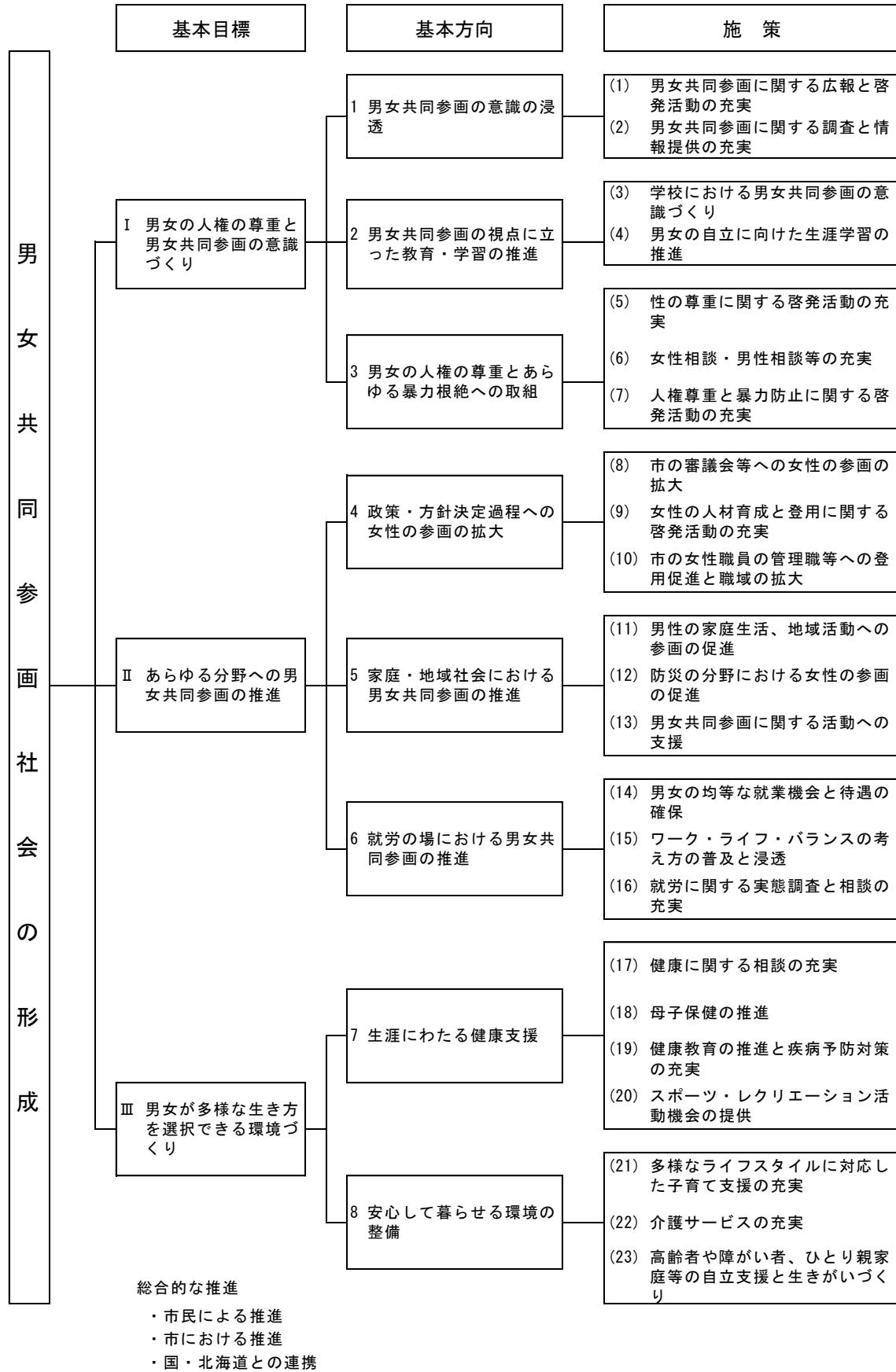
7 成果指標

この計画を積極的に推進するため、次の成果指標を設定します。

No.	項目	現状値	H34年度目標値	備考
1	市の審議会等における女性登用率	35.0% (H24年4月)	45.0%	総合計画 H30年度40.0% (国) H27年30.0%
2	男女共同参画推進講演会の参加者数	98人 (H19～H23年度平均)	120人 (H25～H34年度平均)	総合計画 100人 (H21～H30年度平均)
	うち男性の参加割合	14.3% (H19～H23年度平均)	30.0%	
3	家庭生活で男女平等となっていると思う人の割合	26.2% (H23年市民意識調査)	50.0%	
4	地域社会で男女平等となっていると思う人の割合	29.9% (H23年市民意識調査)	50.0%	
5	職場で男女平等となってい ると思う人の割合	13.4% (H23年市民意識調査)	40.0%	
6	男性が育児休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合	34.4% (H23年市民意識調査)	50.0%	
7	男性が介護休業を取ることは家族として当然であると思う人の割合	38.4% (H23年市民意識調査)	50.0%	
8	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という用語の周知度	—	50.0%	(国) H27年 50.0%以上
9	「男女共同参画社会」という用語の周知度	—	100.0%	(国) H27年100.0%
10	配偶者暴力防止法の認知度	—	100.0%	(国) H27年100.0%

※ 進捗状況を把握するため、平成28年度に市民意識調査を実施し、中間値を確認します。

8 計画の体系



第2章

計画の内容

第 2 章 計画の内容

基本目標 I 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

現状と課題

昭和 21 年に公布された「日本国憲法」に個人の尊重と男女平等の理念がうたわれ、また、「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年に施行されたことにより、法制上における男女平等及び男女共同参画の状況は大きく前進しました。

しかし、市民意識調査では、社会の中には、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方で代表される固定的な性別役割分担意識や男性優位の慣習・社会通念が依然として根強く残っています。

特に、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方で同感する男性の割合は女性より高くなっています。男性の方に固定観念が強く残っています。

男女共同参画社会を実現していくためには、社会的・文化的につくられた性差であるジェンダーにとらわれず、全ての人が性別に関わりなく、個々の人権が尊重され、個性と能力を発揮していくことが必要です。

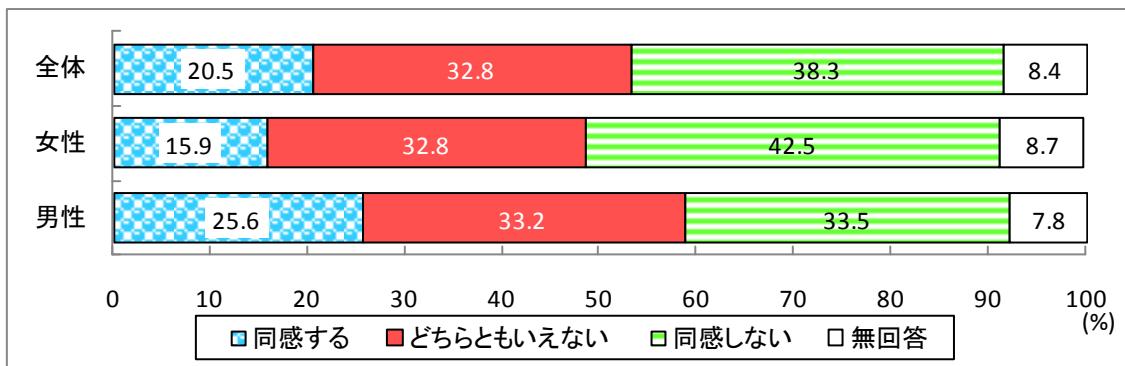
そのためには、家庭や学校教育、生涯学習を通じて、生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識を持つことが重要です。

性は人間の尊厳に関わる基本的人権の問題としてとらえ、認識していく必要があることから、男女が互いの性を尊重し性に関する正しい知識を身に付け、人間尊重と男女平等の精神に基づく異性観を育成することが重要です。

また、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根差した構造的な問題であることを考え合わせると、その対策は急務だといえます。男女共同参画社会を形成していく上であらゆる暴力を根絶することは重要課題です。

市民意識調査（平成23年8月）

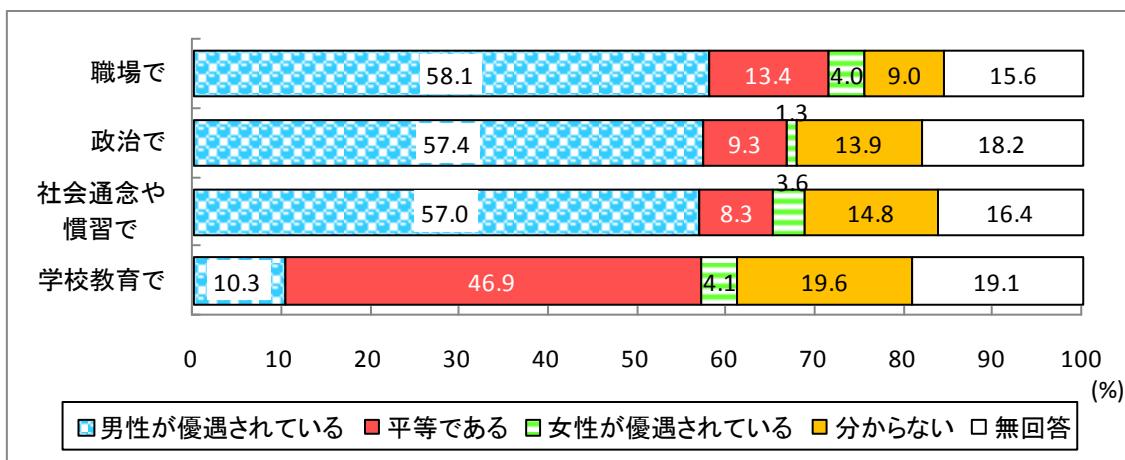
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に同感する割合は全体では20.5%となってますが、その割合は男性の方が高くなっています。

「男女の地位の平等感」

調査した7分野の内4項目を抜粋



「男女の地位の平等感」について7分野を調査した結果、「平等である」という割合が最も高かったのは「学校教育」で46.9%となっています。また、「職場」「政治」「社会通念や慣習」では男性が優遇されていると答えた人は50%を超える割合となっています。

※ 数値については、端数整理しているため、合計が100.0%にならないことがあります。

基本方向 1 男女共同参画の意識の浸透

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであることから、社会全体で男女共同参画を推進する気運を醸成していかなければなりません。

そのため、男女共同参画に関する認識の浸透や男女の人権に関わる問題についての意識啓発など、男女共同参画に関して幅広い観点から、市民に対し広報・啓発活動と情報提供に努めます。

男女共同参画社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、労働時間短縮などで余暇時間を持てるようにするなど男性に関わる課題に対応するためにも、男性に対する男女共同参画の理解の促進を進めます。

また、本市における男女共同参画の推進状況を把握し、効果的に施策を実施していくため、男女共同参画に関する意識調査や統計データなどの収集・分析に取り組みます。

更に、各種メディアを活用して国内外の現状などの情報収集を行うとともに、積極的な情報の提供に努めます。

施 策 の 内 容

(1) 男女共同参画に関する広報と啓発活動の充実

男女共同参画情報誌の発行や講演会、セミナー、パネル展などの開催により、男女共同参画を推進する啓発活動に努めます。

また、男女共同参画の視点・広報の手引の作成や男女共同参画に関する市職員研修を充実します。

(2) 男女共同参画に関する調査と情報提供の充実

市民意識調査を5年ごとに実施し、実態把握及び公表を行います。

また、男女共同参画に関する国内外の情報を収集し提供します。

本市の男女共同参画基本計画や計画進行状況、統計資料「小樽の女性と男性」を広報おたるや市ホームページなどに掲載します。

基本方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれず、一人一人が主体的に多様な生き方を選択し、互いの価値を認め合う必要があります。そのためには、市民それぞれが男女共同参画の意識と価値を理解し、自分自身の生き方に関わる問題として、主体的に考え行動することが求められます。

その取組として、家庭や職場、地域、学校などあらゆる分野において、男女共同参画の意識を育てるための教育や学習機会の提供を進めます。

固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを一人の人間として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるもので、このような意識を形成するためには、教育の果たす役割が重要です。

このため、学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重や男女の平等など男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。

また、心の豊かさを求めたり、生きがいのための学習は、本人の自己実現の場であるのみならず、地域社会の活性化や高齢者の社会参画にもつながり、社会全体に潤いをもたらすものです。

生涯にわたって、男女が各人の生き方や能力、適性を考え、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に多様な生き方を選択できる能力を身に付けられるよう、学習機会の提供を進めます。

施策の内容

(3) 学校における男女共同参画の意識づくり

授業や様々な学校の活動・行事を通して、人権の尊重や男女の平等など、男女共同参画の意識を育てる指導を行います。

また、男女平等の視点に立った教員向け指導資料の作成や教員の研修を行います。

(4) 男女の自立に向けた生涯学習の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯にわたり男女が自立して個性と能力を発揮し生き生きと生活できるよう、生活講座やはつらつ講座などの開催により、生涯学習機会の提供を進めます。

基本方向 3 男女の人権の尊重とあらゆる暴力根絶への取組

個人の尊厳の確立は、男女共同参画の根底をなす考え方です。自らの性を大切にしながら、互いの人格を尊重し合う心豊かな関係を築くために、男性や女性がそれぞれの性や心と体について、科学的な知識を身に付けながら理解を深めることが大切です。

このことから、性の尊重や母性の重要性について、理解と認識を深めるため、啓発や学習の推進に取り組みます。

また、女性の人権尊重の視点から、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由など、自らの性と生殖について自己決定権を持ち、生涯にわたって健康を享受することができる権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方の浸透を図ります。

また、暴力は重大な人権侵害です。ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人目に触れることの少ない家庭内の配偶者間という親密な関係の中で起きるため、発見が難しいことや個人的な問題としてとらえられがちです。

このような状況に対して、DVをはじめ、あらゆる暴力に対する予防のための啓発に努めるとともに、女性相談の充実を図るほか、精神面で孤立しやすい男性に対する相談も実施します。

暴力を根絶するためには、「暴力は絶対に許さない」との意識を社会全体に浸透させることが重要であり、社会的気運の醸成を図り、多様化する相談内容に応じ関係機関や団体との連携を強化し、被害者の早期発見と適切な保護に努めます。

施策の内容

(5) 性の尊重に関する啓発活動の充実

妊娠や出産という母性の重要性への認識を深め、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の浸透を図ります。

性の尊厳を幼いうちから認識できるよう性教育の推進を図るとともに、援助交際や売買春行為等の社会的犯罪性について周知します。

(6) 女性相談・男性相談等の充実

相談窓口を記載したカードを公共施設や商業施設等に設置するなど相談室を周知するほか、多様化する相談内容に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます。

女性相談の充実を図るとともに、精神面で孤立しやすい男性に対する相談を実施します。

また、相談員の研修充実などにより、専門性の向上に努めます。

施 策 の 内 容

(7) 人権尊重と暴力防止に関する啓発活動の充実

言葉や力などによる暴力や虐待は、重大な人権侵害であることから、これらを予防するための広報や啓発活動に努めます。

また、配偶者やパートナーからの暴力（DV）や若者に向けた恋人間の暴力（デートDV）、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の予防に向けて、民生委員や地域関係団体等との連携を図り、潜在化しがちな被害者の発見に努めます。

更に、被害者を発見した場合は、緊急一時保護施設や警察など関係機関と連携し、被害者の保護等適切な対応に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

現状と課題

政治の場や職場、教育等あらゆる分野において、政策や方針決定過程に女性が男性とともに参画し、その意見や考えを反映させることは、社会における多様な問題の解決にもつながり、男女共同参画社会実現のために極めて重要です。

しかしながら、市の審議会等における女性登用率は35.0%（平成24年4月）、市職員の管理職（一般行政職）における女性の割合は2.8%（平成24年4月）、市民意識調査において、政治や行政で女性の意見が反映されていると感じている人の割合は38.0%といずれも低く、政策や方針決定過程への女性の参画は十分とは言えない状況です。

女性が様々な分野で責任ある地位に就くことや重要な役割を担うためには、女性のエンパワーメントを促すことが求められています。また、女性の進出を拒む要因である「家事、子育て、介護など女性の負担が大きい」「男性優位の組織運営が根強い」などについて改善を図り、女性が参画しやすい体制を作っていくことが必要です。

市民意識調査によると、家庭や地域社会において、家事や子育て、介護、PTA活動のほとんどを女性が担っているという結果です。

家庭における女性の大きな負担について改善を図るため、男女の固定的な性別役割分担意識を是正することが必要です。

地域社会においては、異なる価値観を持つ様々な人が多様な生活を送っています。少子・高齢化、核家族化が進む中、心豊かで住みよいまちづくりのため、男性も女性とともに協力して地域社会における役割を担うことが求められています。

また、防災については、東日本大震災以降、地域社会との関わりが重要視されています。防災対策において、これまでの男性中心の体制を見直し、女性の多様な視点が反映されるよう働きかけが必要です。

就労の場においては、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などにより、労働環境は少しずつ改善されていますが、採用や待遇面において男女差別や賃金格差が存在しています。

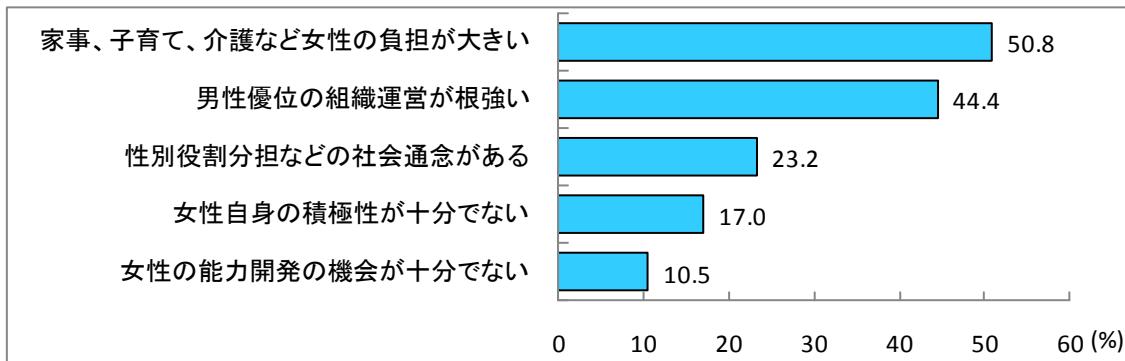
また、パートタイム労働や派遣労働に就く男女がともに増えており、低賃金や不安定な身分などの問題を抱えています。全ての労働者が安心して働くことができる環境の整備が必要です。

さらに、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害に関わる問題について、「男女雇用機会均等法」の趣旨の徹底を図り、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場づくりが求められています。

市民意識調査（平成23年8月）

「政策等決定の場で女性が少ない理由」（複数回答）

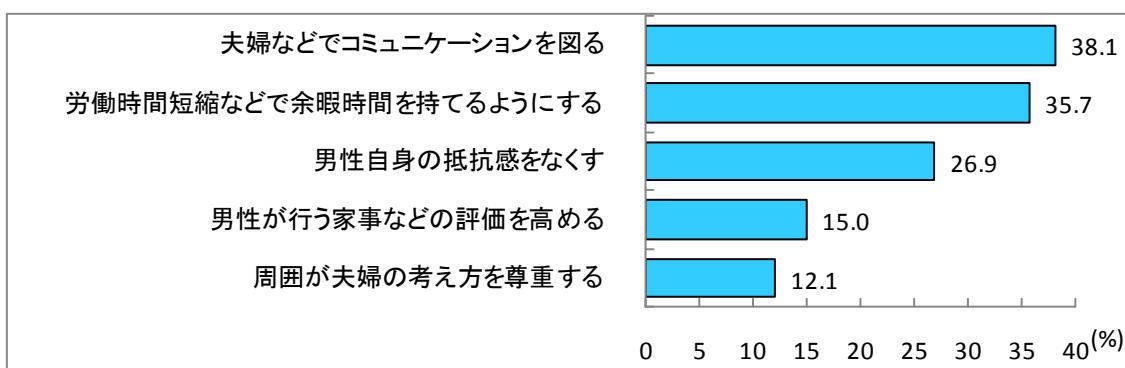
回答の上位5項目を抜粋



「政策等決定の場で女性が少ない理由」については、「家事、子育て、介護など女性の負担が大きい」の割合が50.8%と最も高く、次いで「男性優位の組織運営が根強い」が44.4%、「性別役割分担などの社会通念がある」が23.2%と続いています。

「男性が家事、子育てなどに参加するために必要なこと」（複数回答）

回答の上位5項目を抜粋



「男性が家事、子育てなどに参加するために必要なこと」については、「夫婦などでコミュニケーションを図る」の割合が38.1%と最も高く、次いで「労働時間短縮などで余暇時間を持つようにする」が35.7%、「男性自身の抵抗感をなくす」が26.9%と続いています。

基本方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

全ての人が心豊かに生き生きと暮らすことのできる社会を作るためには、市はもちろん、企業や団体等社会の様々な分野において、政策・方針決定の場へ女性が参画し、女性の意見が反映されることが重要になります。

市が設置する審議会等への女性委員の登用を拡大し、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

また、女性が自らの意思で決定して行動することや問題を解決する力を付けることができるよう、人材育成に努めます。

更に、本市において女性職員の職域拡大、女性の管理職の登用に努めます。

施 策 の 内 容

(8) 市の審議会等への女性の参画の拡大

市の審議会等における女性委員の登用状況の把握と公表を行います。公募による女性の積極的な選考や団体推薦に当たっての協力依頼をします。

(9) 女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実

関係団体と連携し、人材発掘により人材リストを充実するほか、エンパワーメントを目的とした講座等により女性の人材育成に努めます。

また、企業や町内会等の団体に対し、方針決定の場に女性が参画する必要性について理解が得られるよう広報や啓発活動を行います。

(10) 市の女性職員の管理職等への登用促進と職域の拡大

女性職員の職域拡大、管理職への登用促進を図り、市政における女性の参画を促進します。

基本方向5 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

家庭生活においては、従来から、女性が中心的役割を果たしてきましたが、少子・高齢化、核家族化が進む中、家事や子育て、介護などは男女がお互いを尊重し、協力して行わなければならないものであり、男性の参画を促進します。

地域社会の活性化のためには、男性が女性とともに協力してその役割を担う必要があることから、PTA活動、町内会活動、ボランティアなどの地域活動における男性の参画を促進します。

また、防災については、暮らしに関わる身近な課題として、女性の多様な視点を反映するため、女性の参画を促進します。

家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進については、特に市民による活動を中心となります。市民活動が活発に行われるよう、活動の拠点を整備するとともに情報提供や活動支援などを行います。

また、姉妹都市を中心とした国際交流を推進し、各国の女性が置かれている状況や女性に関わる問題への取組などの把握に努めるほか、交流を通して海外の文化や伝統、生活習慣などの理解に努めます。

施策の内容

(11) 男性の家庭生活、地域活動への参画の促進

家事・育児・介護等家庭生活における男女の固定的な性別役割分担意識を是正するため、生活講座などの学習機会や情報を提供します。

町内会やPTAなどの地域活動への参画を促進するため、学習活動の充実を図ります。

(12) 防災の分野における女性の参画の促進

防災に関する政策・方針決定の場へ女性の参画を拡大します。また、防災現場に男女共同参画の視点を取り入れるように努めます。

まち育てふれあいトークなどを活用して防災意識の啓発に努めます。

(13) 男女共同参画に関する活動への支援

男女共同参画の活動拠点の充実を図るとともに、団体等に研修や会議などに関する情報を提供し、エンパワーメントを高める活動を支援します。

また、姉妹都市を中心とした国際交流を推進し、国際的な視野に立った男女共同参画に関する理解の促進を図ります。

基本方向 6 就労の場における男女共同参画の推進

男女が職場において、性別に関わりなく個性と能力を發揮しながら対等なパートナーとして働くことは、男女共同参画社会の実現に向けて重要なことです。このため、男女ともに正に能力が評価され登用が行われるよう、「男女雇用機会均等法」や就労に関する制度について周知・啓発を図ります。

また、男女がともに、仕事、家庭生活、地域活動などにおいて、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透に努めます。

更に、就労に関する実態調査により男女の労働実態を把握するとともに、パートタイム労働者、派遣労働者等の労働環境の改善や再チャレンジ支援などの就業機会の拡大のため、関係機関と連携を図りながら、情報の提供や就労相談などの支援に努めます。

施 策 の 内 容

(14) 男女の均等な就業機会と待遇の確保

男女の均等な就業機会と待遇が確保されるよう関係機関と連携を図り、「男女雇用機会均等法」に関する法制度などについて普及・啓発に努めます。

(15) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透

男女がともに、仕事と家庭生活・地域活動に自ら希望するバランスで参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透に努めます。

(16) 就労に関する実態調査と相談の充実

労働実態調査を継続的に実施し、男女の労働実態を把握します。また、関係機関との連携により、就労に関する相談の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

基本目標Ⅲ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

現状と課題

少子・高齢化や核家族化の進展に伴い、将来の生活や健康に不安を抱える高齢者や育児に不安を感じる人が増えています。市民意識調査において、男女共同参画を進めるために市に望むこととして「安心して高齢期を迎える環境整備」、「子育てや保育サービスの充実」という回答が上位を占めました。

男女共同参画社会の実現には、全ての男女が健康で安定した生活を送る必要があります。そのためには、一人一人が生涯を通じ自分の健康の保持・増進を図ることができるよう、健康教育や疾病予防に関する情報提供などが必要です。

また、市民意識調査において、「女性が職業を持つことについて」聞いたところ、「結婚や子育てなどに関係なく職業を持つ方がよい（職業継続型）」の割合が全体の約40%であり、「子育て中は休業、子育て後に再就職する方がよい（再就職型）」の約31%を上回っています。このように、女性が継続的に就業した方がよいという割合が高くなっています。

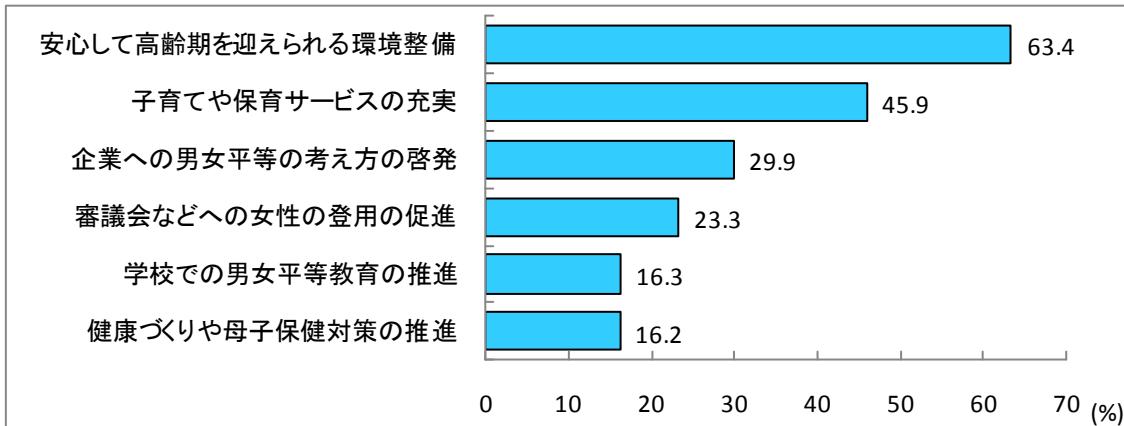
男女が多様なライフスタイルを選択しながら、主体性と責任を持って自己実現を図るためにには、子育て支援や介護サービスの充実は重要な課題です。

更に、高齢者や障がい者、ひとり親家庭の方が生き生きと暮らすためには、それぞれのニーズに対応したきめ細やかな自立支援や福祉施策が求められています。

市民意識調査（平成 23 年 8 月）

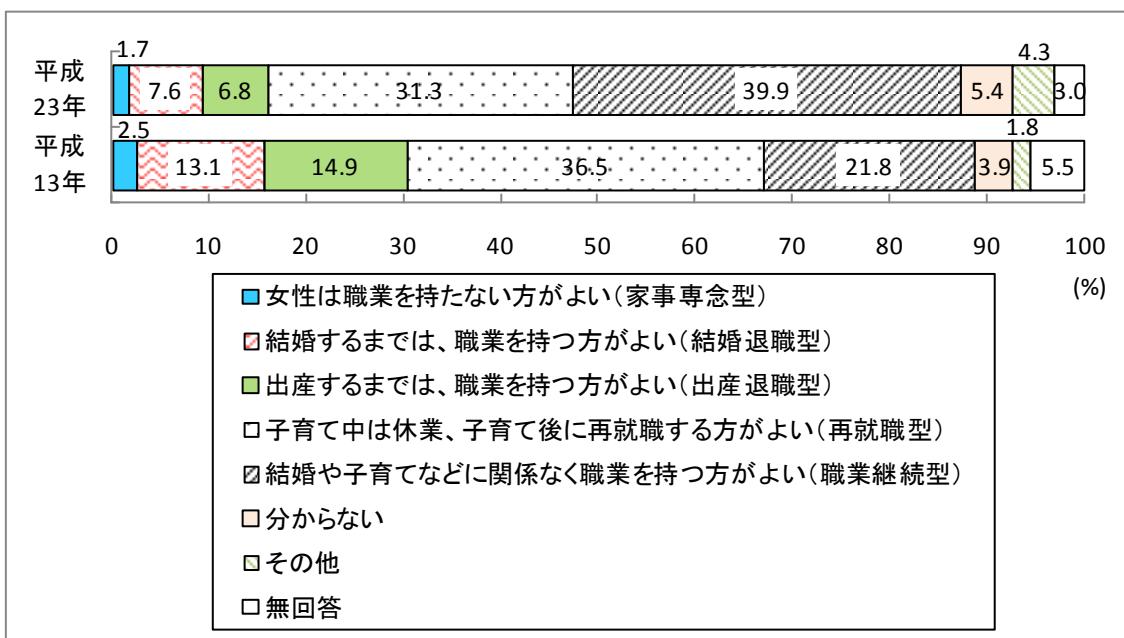
「男女共同参画を進めるために市に望むこと」（複数回答）

回答の上位 6 項目を抜粋



「男女平等参画を進めるために市に望むこと」については、「安心して高齢期を迎える環境整備」の割合が 63.4%と最も高く、次いで「子育てや保育サービスの充実」が 45.9%、「企業への男女平等の考え方の啓発」が 29.9%と続いています。

「女性が職業を持つことについて」



「女性が職業を持つことについて」は、「職業継続型」の割合が 39.9%、「再就職型」が 31.3% となっており、前回調査と比較すると、「職業継続型」が増加し、「再就職型」が減少したため、1 位と 2 位が逆転しました。

基本方向7 生涯にわたる健康支援

男女がともに心豊かに生き生きと暮らすためには、何よりも心と体の健康が基本となります。一人一人が日頃の生活の中で健康づくりを心がけ、様々な機会を利用して健康管理に努めることができるよう、健康教育の推進と疾病予防対策の充実に努めます。

また、性差やライフステージに応じたきめ細かい保健事業を推進するとともに、心と体の健康に関する情報提供や健康相談の充実を図ります。

施 策 の 内 容

(17) 健康に関する相談の充実

心や体の健康に関する様々な悩みや不安に対して、各専門職がアドバイスを行います。

(18) 母子保健の推進

医療機関と連携して妊婦や乳幼児の健康診査を実施し、母子訪問指導の充実にも努めます。

また、妊娠、出産、育児の正しい知識の普及を図るとともに、子どもの健康や発達などに関する様々な悩みを気軽に相談できるよう体制を整備します。

(19) 健康教育の推進と疾病予防対策の充実

自らが健康管理を主体的に実践できるよう疾病予防に関する各種健康教育等を実施します。

また、各種健康診査の実施により疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、健診の事後指導において、生活習慣病の予防に努めます。

(20) スポーツ・レクリエーション活動機会の提供

スポーツ関係団体と連携し、ライフステージに応じて、気軽に参加できる体力づくりや健康増進の機会の提供に努めます。

基本方向8 安心して暮らせる環境の整備

男女がともに働きながら安心して子どもを産み育てる環境を整備するために、多様なライフスタイルに対応した様々な子育て支援の充実に努めます。

高齢者や障がいのある人が、地域社会で生き生きと自分らしく生活を営むことができるよう、介護サービスを充実するとともに、生活支援や就労支援を行い、社会参加や生きがいづくりを進めます。

ひとり親家庭の生活の安定や経済的な自立、児童の健全育成などのため、各種福祉制度の周知を図ります。

施 策 の 内 容

(21) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

様々なニーズに応じ、延長保育やファミリーサポートセンターなどの保育サービスを実施します。

また、子どもたちが安全に過ごせる場の提供に努めるなど地域における子育てを支援します。

(22) 介護サービスの充実

介護保険制度による介護サービスを充実し、高齢者と家庭の状況に応じた、きめ細やかな介護の支援に努めるとともに、介護サービスに関する情報を提供します。

また、家庭の介護を男女がともに担うことができるよう、男性の介護への参加促進に努めます。

(23) 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と生きがいづくり

高齢者や障がいのある人に対して、生活支援や就労支援などを充実し、生涯学習やボランティア活動などの推進によって、社会参加や生きがいづくりを図ります。

また、公共施設や住宅のバリアフリー化を推進するなど、生活環境整備を進めます。

ひとり親家庭の自立支援として、児童扶養手当の支給や医療費助成のほか、母子相談を行います。

第3章

計画の推進

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

1 市民による推進

男女共同参画の推進には、市民の理解と参画が最も重要であるため、「小樽市男女共同参画推進市民会議」からの意見を基に、市民、企業、民間団体、市が連携を図りながら協働で男女共同参画を推進します。

2 市における推進体制

全庁的組織である「小樽市男女共同参画行政推進本部」を通じて、市の関係部局が連携して各施策を総合的かつ計画的に推進します。

推進本部は、この計画推進の総括として進行管理を行うとともに、男女共同参画に関する調査研究や施策の総合調整を行います。

また、市職員がそれぞれの業務に男女共同参画の視点を生かすことができるよう職員研修等を行い、男女共同参画について市職員の認識を深めます。

3 国・北海道との連携

男女共同参画の取組を効果的に推進するため、国や道などの関係機関と広範な連携を図ります。計画の推進に当たっては、必要な施策について国や道に要請を行います。

2 計画推進のための取組

1 市民意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、比較検証するため、男女共同参画に関する市民意識調査を5年ごとに行います。

2 計画の進行状況の公表

各施策の進行状況を公表します。

3 条例制定に向けた検討・研究

男女共同参画社会の早期実現と計画の実行性を確保するため、条例の制定についての検討・研究を進めます。

主な事業

主な事業

基本目標 I 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本方向 1 男女共同参画の意識の浸透

(1) 男女共同参画に関する広報と啓発活動の充実	
◇男女共同参画情報誌「ぱるねっと」の発行	男女共同参画課 (平成 25 年 4 月 1 日、 「男女平等参画課」から 変更予定。以下同じ。)
◇男女共同参画に関するリーフレットの発行	
◇男女共同参画についての講演会、セミナー、パネル展の開催と まち育てふれあいトークの実施	
◇「男女共同参画の視点・広報の手引」の発行	コンフライアンス推進室
◇男女共同参画を啓発するための市職員研修の充実	

(2) 男女共同参画に関する調査と情報提供の充実	
◇男女共同参画に関する市民意識調査の実施と結果報告	男女共同参画課
◇小樽市男女共同参画基本計画と進行状況の周知（広報おたる、 市ホームページ）	
◇統計資料「小樽の女性と男性」の発行	
◇男女共同参画に関する情報の収集と提供（市ホームページ、参 画プラザ資料コーナー）	
◇男女共同参画に関する図書や DVD の貸出し	図書館

基本方向 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(3) 学校における男女共同参画の意識づくり	
◇学校行事の運営などにおける、男女平等の視点に立った教育活 動の促進	
◇性別にとらわれず、個性を尊重する教育観に立った教育・進路 指導の充実	指導室
◇教職員の人権意識を高める啓発資料の作成と男女平等の視点に 立った教員研修の実施	

(4) 男女の自立に向けた生涯学習の推進

◇生活講座の開催	勤労女性センター
◇「やんぐすくーる」の開催	勤労青少年ホーム
◇曜日及び時間帯等や託児等に配慮した参加しやすい講座の開催	勤労女性センター 男女共同参画課
◇市民大学講座、はつらつ講座の開催	
◇生涯学習ボランティアリーダーの登録増と積極的な活用	生涯学習課

基本方向3 男女の人権の尊重とあらゆる暴力根絶への取組

(5) 性の尊重に関する啓発活動の充実

◇性の尊重や母性保護に関する各種講座や研修会等の開催	健康増進課
◇援助交際や売買春行為等の犯罪性の周知	
◇書店などへの立入調査による有害図書等の環境浄化	青少年課

(6) 女性相談・男性相談等の充実

◇女性相談・男性相談の実施と関係機関との連携強化	男女共同参画課
◇相談窓口の周知（DV相談カードの配置、「ぱるねっと」、市ホームページ等）	
◇研修による相談員の育成	
◇各種相談の実施 (法律相談、身の上相談、行政相談)	生活安全課

(7) 人権尊重と暴力防止に関する啓発活動の充実

◇被害者の早期発見のために民生委員や地域関係団体等との連携強化	男女共同参画課 地域福祉課
◇児童虐待の防止に向けた関係機関との連携と啓発・研修活動の実施	子育て支援課
◇高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催	介護保険課
◇高齢者虐待防止パンフレットの配布	
◇被害者の適切な保護のために一時保護施設や警察など関係機関との連携強化	
◇暴力防止に関する研修会の開催	
◇「DV 防止と被害者支援について」の掲載（市ホームページ）	男女共同参画課
◇デート DV についてのリーフレットの発行（市内高校）	
◇暴力を誘引するような表現の是正と人権への配慮についての啓発	
◇加害男性に対する教育・支援について、国や道などへの働きかけ	

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

基本方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(8) 市の審議会等への女性の参画の拡大

◇市の審議会等における女性委員の登用状況の把握と公表	男女共同参画課
◇関係機関への女性委員推薦の協力要請	

(9) 女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実

◇女性人材リストの作成と活用	
◇女性の人材育成と登用に関するリーフレットの発行	男女共同参画課
◇女性のエンパワーメントを目的とした講座等の開催	

(10) 市の女性職員の管理職等への登用促進と職域の拡大

◇女性の管理職への登用と女性職員の職域拡大	職員課
-----------------------	-----

基本方向 5 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

(11) 男性の家庭生活、地域活動への参画の促進	
◇生活講座の実施（再掲）	勤労女性センター
◇地域活動への男性の参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画課
◇男女がともに学ぶ育児講座の充実（母親・両親教室）	健康増進課
◇心を育てる講座の実施	生涯学習課
◇子育て講座の実施	子育て支援課
◇子育てボランティアの養成と活用	

(12) 防災の分野における女性の参画の促進	
◇防災会議など政策・方針決定の場に女性の参画の拡大	総務課（防災担当）
◇防災に関するまち育てふれあいトークの実施	総務課（防災担当）
◇女性の視点を入れた防災対策に関するリーフレットの発行	男女共同参画課

(13) 男女共同参画に関する活動への支援	
◇活動拠点の参画プラザの充実	男女共同参画課
◇研修や会議への参加への支援	
◇男女共同参画セミナーの開催（再掲）	
◇男女共同参画関係団体のネットワーク化と連携支援	
◇おたる女性フェスタの開催	勤労女性センター 男女共同参画課
◇国際理解の促進と国際交流ネットワークの推進	秘書課

基本方向 6 就労の場における男女共同参画の推進

(14) 男女の均等な就業機会と待遇の確保	
◇起業に関する情報提供と相談支援の実施	産業振興課
◇「男女雇用機会均等法」の周知	商業労政課
◇「育児・介護休業法」や制度等の周知	
◇「パートタイム労働法」や「フレックスタイム制度」、労働時間短縮の周知・啓発	
◇セクシュアル・ハラスメント防止についての講習会等の開催	男女共同参画課
◇セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発パンフレットの発行	

(15) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及と浸透

- | | |
|----------------------------|---------|
| ◇ワーク・ライフ・バランスに関するリーフレットの発行 | 男女共同参画課 |
| ◇パネル展の開催（再掲） | |
| ◇ワーク・ライフ・バランスの標語募集 | |

(16) 就労に関する実態調査と相談の充実

- | | |
|-------------------|-------|
| ◇小樽市労働実態調査の実施 | 商業労政課 |
| ◇就労に関する相談の充実と情報提供 | |

基本目標Ⅲ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり**基本方向7 生涯にわたる健康支援****(17) 健康に関する相談の充実**

- | | |
|---------------|-------|
| ◇一般健康相談の実施 | 健康増進課 |
| ◇こころの健康相談の実施 | |
| ◇感染症に関する相談の実施 | |
| ◇栄養相談の実施 | |
| ◇歯科相談の実施 | |

(18) 母子保健の推進

- | | |
|---|-------|
| ◇こんにちは赤ちゃん訪問の実施 | 保健総務課 |
| ◇4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診の実施 | |
| ◇妊婦健診の実施 | |
| ◇母親学級・両親教室の開催（再掲） | 健康増進課 |
| ◇離乳食講習会の開催 | |
| ◇母子保健に関する相談の実施
(総合健康相談、まちかど子ども総合健康相談、テレホン育児相談、思春期相談) | |
| ◇発達相談・幼児教室の実施 | |

(19) 健康教育の推進と疾病予防対策の充実

- | | |
|----------------------|-------|
| ◇ウォーキングサポーターの活動支援 | 健康増進課 |
| ◇各種健康教育の実施 | |
| ◇食生活改善推進員の養成と活動支援 | |
| ◇各種健康診査の受診向上と予防対策の充実 | 保健総務課 |

(20) スポーツ・レクリエーション活動機会の提供

◇はつらつ講座の開催（再掲） (社交ダンス、太極拳講座、フラダンス、ダンスうんどう等)	生涯学習課
◇各種スポーツ教室の開催 (歩くスキー、卓球、バドミントン、水泳等)	生涯スポーツ課

基本方向8 安心して暮らせる環境の整備**(21) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の実施**

◇両親教室のリーフレット、副読本の配布	保健総務課
◇「子育てガイドブック」の発行	
◇多様な保育サービスの実施 (産休明け保育、障がい児保育、一時的保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター)	子育て支援課
◇児童館事業の実施	
◇子育て相談・家庭児童相談の実施	
◇放課後児童クラブの充実	子育て支援課 生涯学習課 勤労女性センター

(22) 介護サービスの充実

◇「よくわかる小樽の介護保険」の発行	介護保険課
◇「介護保険制度」の情報提供（広報おたる、市ホームページ）	
◇介護保険に関するまち育てふれあいトークの実施	
◇デイサービスやショートステイ等介護サービスの充実	
◇地域包括支援センターにおける総合相談の実施	

(23) 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の自立支援と生きがいづくり	
◇ 「バリアフリー新法」に基づく公共施設の整備	建築指導課
◇ 住宅改造資金融資の実施	建築住宅課
◇ シルバー人材センターの活用（運営費補助）	商業労政課
◇ 配食サービスの実施	介護保険課
◇ 地域包括支援センターにおける総合相談の実施（再掲）	
◇ ひとり親家庭等への医療費助成	後期高齢・医療福祉課
◇ 社会福祉協議会と連携し、小地域ネットワークづくりを促進	地域福祉課
◇ ボランティア活動・福祉除雪サービス事業への補助	
◇ 老壮大学、シルバースポーツ大会の開催	
◇ 友愛訪問活動の実施	
◇ 障がい者への相談の実施	子育て支援課
◇ ひとり親家庭への児童扶養手当の支給	
◇ 母子家庭自立支援給付金の支給	
◇ 母子寡婦福祉会への支援	
◇ 母子生活支援施設の利用	
◇ 助産施設の利用	
◇ 母子相談の実施	
◇ 母子寡婦福祉資金の貸付相談の実施	

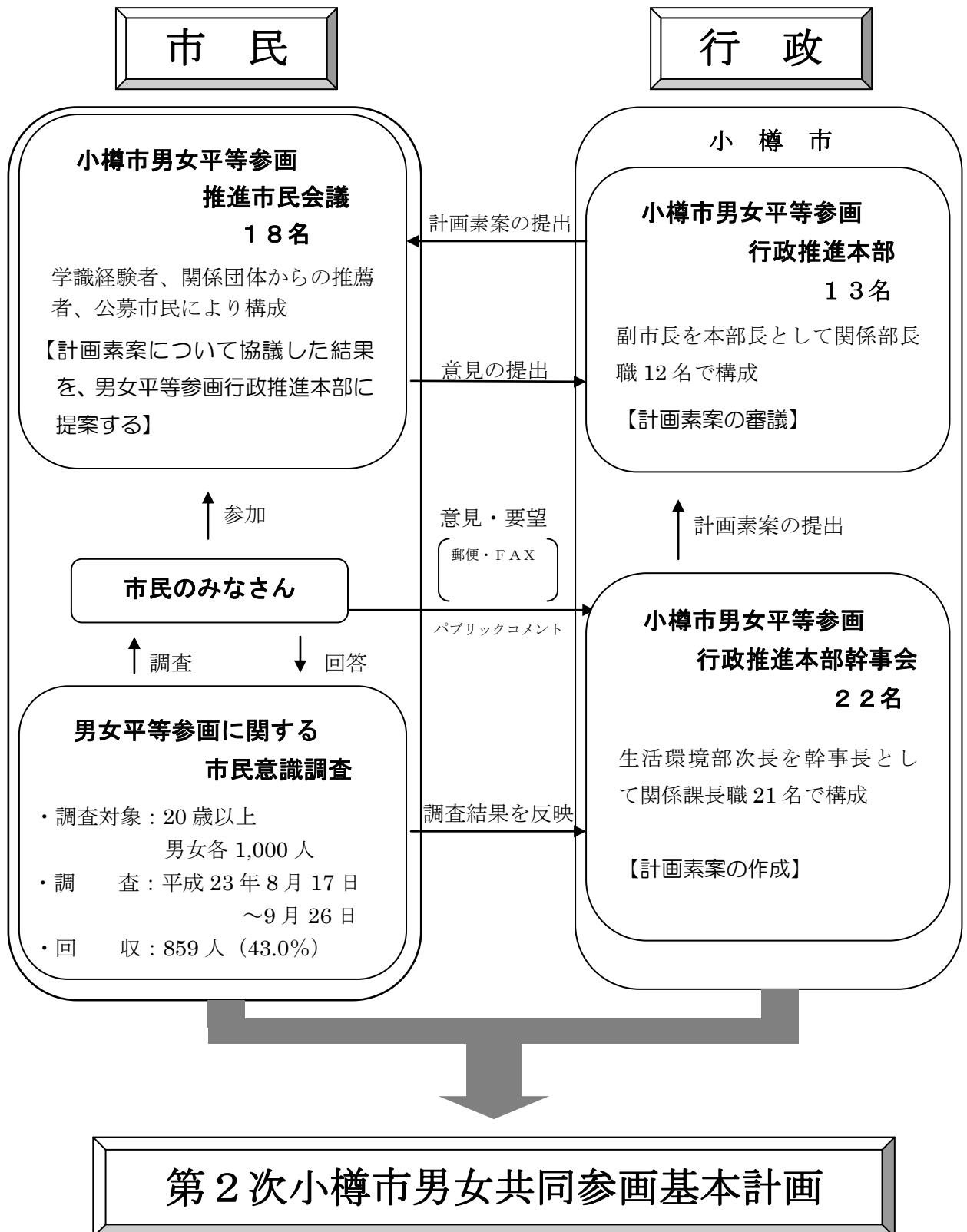
用語解説	
育児・介護休業法	正式には「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務付けていたが、これが介護休業を盛り込む形で改正され、平成11(1999)年から介護休業制度導入が義務付けられた。平成14(2002)年の改正では、それまで規定のなかった時間外労働の制限や子の看護のための休暇措置などいくつかの項目が加えられるとともに、勤務時間の短縮等の措置義務となる子の年齢がそれまでの1歳未満から3歳未満に引き上げられた。更に平成17(2005)年からは、育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大や、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和など、一部が改正された。
エンパワーメント	「個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること」をいう。自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力を付けること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいう。
恋人間の暴力(デートDV)	夫婦やパートナーなどの親しい間柄で起こる暴力を一般的にはDV(ドメスティック・バイオレンス)というが、中・高校生や大学生などの若い世代の恋人同士の間で起こるDVをデートDVという。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。 「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。
ジェンダー(社会的性別)	人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した、性的な性質の言動や体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に、雇用の場においては、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事を行う上で一定の不利益を与えた、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」といわれている。 なお、平成19(2007)年から施行された改正男女雇用機会均等法では、男性に対するセクシュアル・ハラスメントについても規定された。
男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、昭和60(1985)年に制定された。その後、平成9(1997)年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。更に、平成18(2006)年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。

用語解説	
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置される。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携し業務に当たっている。
ドメスティック・バイオレンス (DV)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。 「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく「人格を否定するような暴言をはく」「無視する」「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」「生活費を渡さない」等の精神的暴力や、「性的行為を強要する」「避妊に協力しない」等の性的暴力も含む。
パートタイム労働法	正式には「短時間労働者の雇用管理等に関する法律」といい、平成5(1993)年に成立。少子・高齢化が進み、労働力が減少する中、パートタイム労働者がより能力を発揮できる雇用環境を整えることを目的にした法律。職務が正社員と同じ場合などには、パートタイム労働者と正社員を差別的に取り扱うことを禁じ、パートタイム労働者の正社員への転換を進めることも企業に義務付けられた。
バリアフリー新法	高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律で、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。駅や空港、バスといった公共交通機関を対象にした「交通バリアフリー法」と、大規模なビルやホテル、飲食店などを対象にした「ハートビル法」を統合して内容を拡充したもので、平成18(2006)年に成立した。新法の最大のポイントは、計画策定期階から、高齢者や障がい者の参加を求め、意見を反映させる点である。
ファミリーサポートセンター	急な残業や子どもの病気などの変動的・突発的な保育需要などに対応するため、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児に関する相互援助活動を行う会員制の組織のことをいう。
フレックスタイム制度	1日の所定労働時間の長さを決めないで、あらかじめ定めた一定期間(1ヶ月以内)における総労働時間の範囲内で、労働者は各日の始業時刻・終業時刻を自主的に決めて働く制度で、昭和62(1987)年の労働基準法改正で法制化された。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	「性と生殖に関する健康／権利」のことで、女性が自分の体や健康について正確な情報・知識を持ち、子どもの人数や出産の時期に関する自己決定権や、生涯にわたって自分の健康を主体的に守って生きる権利を保障する概念をいう。 平成6(1994)年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において採択された20年間にわたる「行動計画」の中でこの概念を国際社会に定着させることを目指すことになった。
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。

資料編

1 計画策定の体制

市民と行政が協働で計画を策定しました。



2 計画策定の経緯

年・月	小樽市男女平等参画行政推進本部 及び幹事会	小樽市男女平等参画推進市民会議
平成 23 年 4 月		
5 月		
6 月		
7 月	7/20 …第 1 回行政推進本部幹事会 ●市民意識調査の調査項目 7/25 …第 1 回行政推進本部 ●市民意識調査の調査項目	
8 月		8/5 …第 1 回市民会議 ●市民意識調査の調査項目
9 月	市民意識調査…調査票の配布・回収 (8/17~9/26)	
10 月		10/20 …第 2 回市民会議 ●市民意識調査中間報告
11 月	11/25 …第 2 回行政推進本部幹事会 ●市民意識調査結果の報告	
12 月	12/22 …第 3 回行政推進本部幹事会 ●市民意識調査結果の報告	
平成 24 年 1 月	1/23 …第 2 回行政推進本部 ●市民意識調査結果の報告	
2 月		2/16 …第 3 回市民会議 ●市民意識調査結果の報告
	市民意識調査…報告書の発行	
3 月	計画策定のための市民からの意見募集 (3/1~3/31)	
4 月		
5 月		
6 月		
7 月	7/3 …第 1 回行政推進本部幹事会 ●基本計画案について 7/13 …第 2 回行政推進本部幹事会 ●基本計画案について	
8 月	8/6 …第 1 回行政推進本部 ●基本計画案について	8/23 …第 1 回市民会議 ●基本計画案について
9 月		9/24 …第 2 回市民会議 ●基本計画案について
10 月	10/22 …第 2 回行政推進本部 ●基本計画案について	
11 月	パブリックコメント (11 月 29 日~12 月 28 日)	
12 月		
平成 25 年 1 月		
2 月		
3 月		

※ 平成 25 年 4 月 1 日から、「小樽市男女平等参画行政推進本部及び幹事会」は「小樽市男女共同参画行政推進本部及び幹事会」に、「小樽市男女平等参画推進市民会議」は「小樽市男女共同参画推進市民会議」に変わります。

3 小樽市男女共同参画行政推進本部設置要綱

(設置)

第1条 小樽市男女共同参画基本計画案を審議し、及び本市における男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、小樽市男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小樽市男女共同参画基本計画案の審議についてのこと。
- (2) 小樽市男女共同参画基本計画の総合的推進に関すること。
- (3) 男女共同に係る施策の調査研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 副本部長は、生活環境部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の目的を達成するため、必要な事項について調査協議する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、生活環境部次長の職にある者をもって充てる。
- 5 副幹事長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、生活環境部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

委員名	職名
本部長	副市長
副本部長	生活環境部長
委員	総務部長
"	財政部長
"	産業港湾部長
"	医療保険部長
"	福祉部長
"	保健所長
"	建設部長
"	病院局経営管理部長
"	消防長
"	水道局長
"	教育部長
13名	

別表第2

委員名	部局	職名
幹事長	生活環境部	次長
副幹事長	総務部	総務課長
幹事	総務部	秘書課長（国際交流）
"	総務部	職員課長
"	総務部	企画政策室主幹
"	財政部	財政課長
"	産業港湾部	商業労政課長
"	生活環境部	管理課長
"	生活環境部	青少年課長
"	生活環境部	生活安全課長
"	医療保険部	後期高齢・福祉医療課長
"	医療保険部	介護保険課長
"	福祉部	地域福祉課長
"	福祉部	子育て支援課長
"	保健所	保健総務課長
"	保健所	主幹（保健担当）
"	建設部	庶務課長
"	教育部	指導室主幹
"	教育部	生涯学習課長
"	小樽病院	看護部師長
"	医療センター	看護部師長
"	消防本部	総務課長
22名		

4 小樽市男女共同参画推進市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における、男女共同参画施策の指針となる「小樽市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するに当たり広く市民の意見等を反映させるとともに、基本計画を総合的かつ効果的に推進するため市民会議を置く。

(所掌事項)

第3条 市民会議は、次に掲げる事項を協議し、その協議結果を小樽市男女共同参画行政推進本部に提案するものとする。

（1）基本計画の策定及び推進に関する事項

（2）前号のほか、男女共同参画社会の実現のために解決が必要な課題に関する事項

(組織)

第4条 市民会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験を有する者

（2）関係団体等の代表者又は団体が推薦する者

（3）公募による市民

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 市民会議は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、小樽市生活環境部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月9日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 小樽市男女共同参画推進市民会議委員名簿

◎会長

推薦団体等	氏名
ネットワーク・らん	青野美代子
小樽商科大学	◎石崎 香理
小樽人権擁護委員協議会	一柳富佐子
市民公募	大川久美子
小樽市総連合町会	大竹 秀文
小樽市校長会	加藤 邦彦
北海道職業能力開発大学校	川畠 雅司
北海道看護協会小樽支部	櫻庭 真美
小樽市父母と教師の会連合会	佐藤 忍
連合北海道小樽地区連合会	高橋 貴子
小樽市民生児童委員協議会	高橋 房子
小樽商工会議所	長澤 正往
小樽市男女平等参画推進協議会	成瀬 慶祐
小樽市介護支援専門員連絡協議会	二丹田早稻子
市民公募	平沢 則子
市民公募	松並 るみ
小樽消費者協会	本前みさ子
小樽家庭婦人スポーツ連絡協議会	横田 里美

(敬称略 五十音順)

6 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国連は昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、「国際婦人年世界会議」を開催し、「平等、開発、平和」の 3 つの目標を実現するために、「世界行動計画」を採択しました。昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までの 10 年を「国際婦人の 10 年」と定め、女性の地位向上に大きな進展をもたらしました。

昭和 54（1979）年には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択され、翌年、「国連婦人の 10 年中間年世界会議」において、女子差別撤廃条約を各国が署名、男女差別の解消に向けた動きは急速に進展されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、行動綱領には、「女性と貧困」「女性に対する暴力」「女性の人権」などの 12 の重大領域において各国政府が取り組むべき行動が示されました。

さらに、平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況を検討、評価し、今後の取組として「政治宣言」と「成果文書」が採択されました。

平成 22（2010）年、「第 4 回世界女性会議」から 15 年目を記念して、「第 54 回国連婦人の地位向上委員会」（北京+15）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価、見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議されました。

(2) 国・北海道の動き

我が国においては、「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受けて、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定され、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題や施策の方向性が明らかにされました。

昭和 60（1985）年には、「女子差別撤廃条約」を批准し、職場における男女平等を目指した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が制定されました。

平成 7（1995）年に、ILO 第 156 号条約（家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）を批准し、育児や介護を行う労働者を支援するために「育児・介護休業法」が成立し、男女平等に関する法や制度の整備が進められました。

平成 11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する重要課題として位置付けし、男女共同参画社会の基本的な理念や国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。翌年、この基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画」が策定され、取り組むべき政策の方向性と具体的な施策が示されました。

平成 13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV

防止法)が施行され、さらに、平成20(2008)年に改正され、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け法整備が進められています。

平成17(2005)年には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など12の重点分野が示されました。さらに、平成22(2010)年には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野を掲げるとともに、実効性のあるアクション・プランとするための「成果目標」が設定されました。

北海道では、昭和53(1978)年、国の「国内行動計画」を受けて、婦人の福祉の向上と社会参加を促進する目的で「北海道婦人行動計画」が策定されました。この計画の推進を図るため、昭和55(1980)年に14支庁に婦人指導員(平成13年男女平等参画推進員に改称)を配置し、地域での女性活動の促進と支援が図られました。

昭和62(1987)年、「北海道女性の自立プラン」、平成9(1997)年、「北海道男女共同参画プラン」を策定し、平成13(2001)年には、「北海道男女平等参画推進条例」が制定され、道の取り組むべき方向性を明らかにし、道民、事業者、国及び市町村と連携を図りながら、積極的な取り組みが行われることとなりました。

この条例に基づき、平成14(2002)年、「北海道男女平等参画基本計画」が策定され、平成20(2008)年に「第2次北海道男女平等参画基本計画」が策定され、五つの基本理念のもと、様々な施策に取り組んでいます。

(3) 小樽市の動き

小樽市では、昭和55(1980)年に女性の社会参加促進や地位向上のために「青少年婦人対策室」を設置し、平成7(1995)年には、女性を取り巻く社会情勢の変化を受けて「青少年女性室」に改称しました。

平成10(1998)年の「小樽市総合計画ー市民と歩む21世紀プラン」において、「男女平等意識づくり」「あらゆる分野への参画」「働きやすい環境の整備」を男女共同参画社会形成のための主要施策に掲げました。これに基づき、男女の固定的な役割分担意識の是正や男女相互の理解を深めるため、様々な施策を推進してきました。

国の「男女共同参画社会基本法」を受けて、市では男女共同参画基本計画を策定するに当たり、平成13(2001)年に、市民の意向を反映するため「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。また、市民から意見を幅広くいただくため、「小樽市男女平等参画プラン市民懇話会」を設置しました。懇話会では、プランに盛り込む施策の検討がなされ、「小樽市男女平等参画プラン(仮称)策定に向けての提言」が提出されました。

市では、提言書や意識調査の結果など市民の意見を反映させるよう検討を重ね、平成15(2003)年3月、「小樽市男女平等参画基本計画」を策定しました。平成16(2004)年、「青少年女性室」から「男女平等参画課」に再編し、この計画に基づき、男女がともに創る豊かな社会を目指して、市民や企業、団体と連携を図りながら様々な施策に取り組んでいます。

7 男性と女性を取り巻く現状

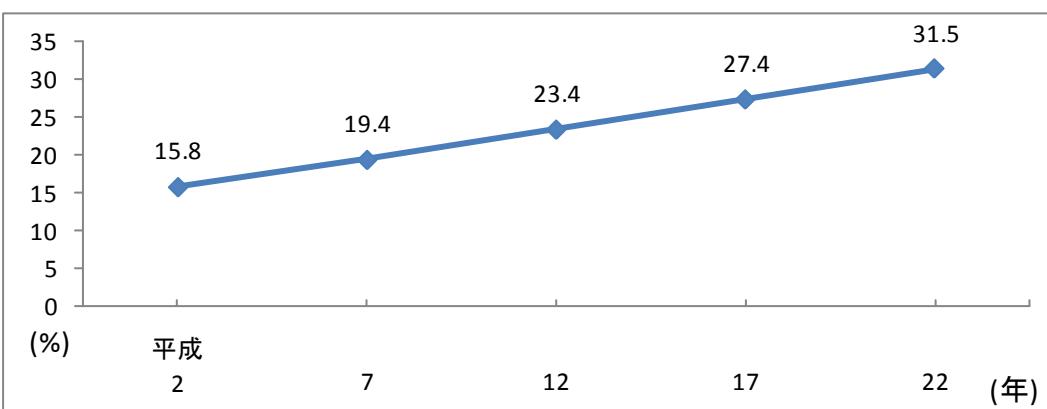
(1) 人口構造の変化～少子・高齢化の進展

小樽市の人口は、昭和 39 (1964) 年の 209,063 人をピークに年々減少し続け、平成 22 (2010) 年の国勢調査では 131,928 人となっています。

人口に占める年少人口は、平成 2 (1990) 年の国勢調査では 15.8% でしたが、平成 22 年では 9.9% となっており年々減少傾向がみられ、一方、高齢者人口は平成 2 年では 15.8% でしたが、平成 22 年では 31.5% と 30% を超え人口の高齢化が一層進行しています。

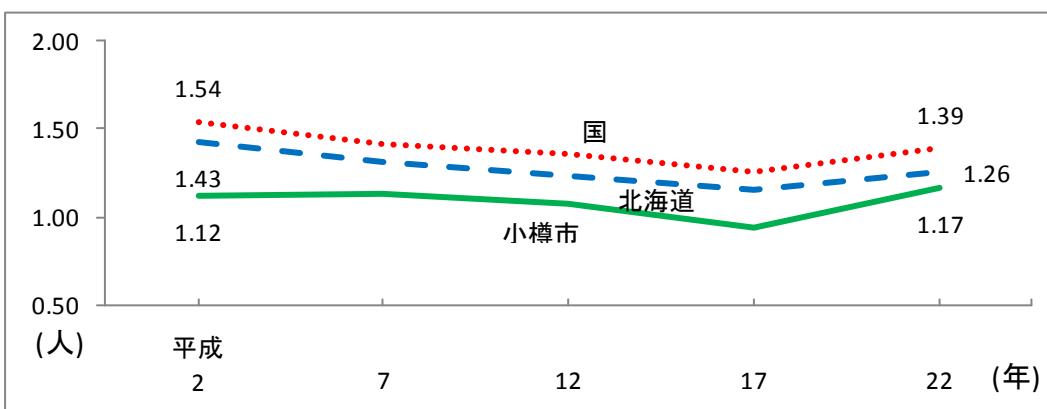
また、小樽市の合計特殊出生率は、平成 2 (1990) 年には 1.12 人でしたが、平成 22 年には 1.17 人となっています。合計特殊出生率は減少傾向にありましたが、平成 21 (2009) 年から国、道、小樽市ともに増加しています。

高齢化率の推移（小樽市）



資料：平成 2～22 年 国勢調査

合計特殊出生率



資料：小樽市の保健行政 平成 23 年度版

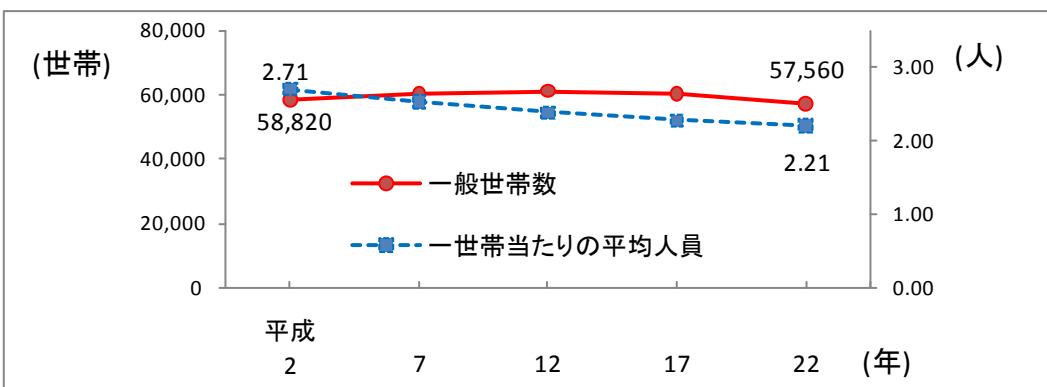
(2) 家族構成の変化

小樽市の人口は減少傾向にあります、平成 22（2010）年の国勢調査による一般世帯総数は 57,560 世帯で、平成 12（2000）年の 61,371 世帯より減少の傾向がみられます。また、1 世帯当たりの人数は、平成 2（1990）年に 2.71 人でしたが、平成 22 年には 2.21 人となっており、年々減少しています。

家族形態の変化をみると、「夫婦のみの世帯」が平成 17（2005）年の国勢調査までは増加傾向にありました。しかし平成 22 年で減少しています。「単独世帯」「女親と子どもからなる世帯」は年々増加傾向にあります。

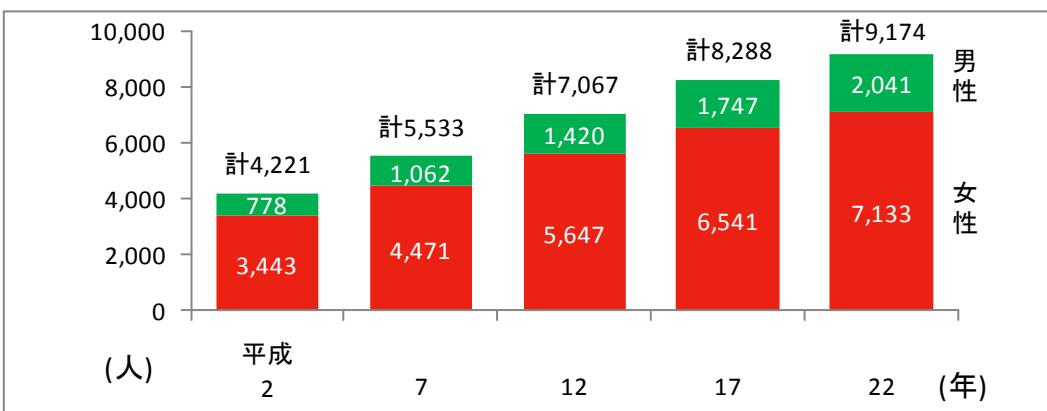
「単独世帯」の中でも 65 歳以上の高齢単身者数は、平成 12 年の国勢調査では 7,067 人でしたが、平成 22 年には 9,147 人と非常に多くなっています。

世帯数と一世帯当たりの平均人員（小樽市）



資料：平成 22 年 国勢調査

65 歳以上の単身者数の変化（小樽市）

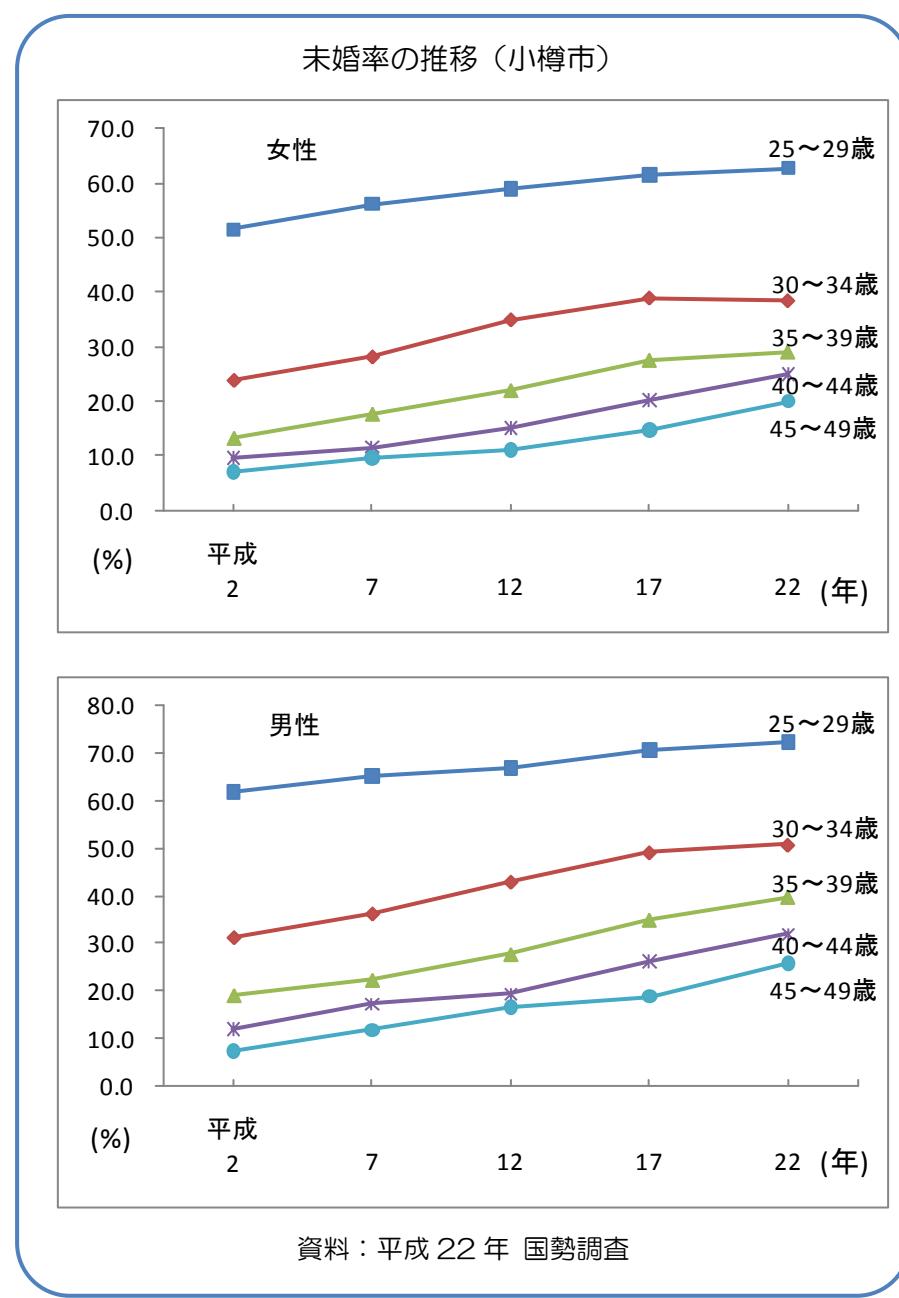


資料：平成 22 年 国勢調査

(3) 変化する男女のライフスタイル

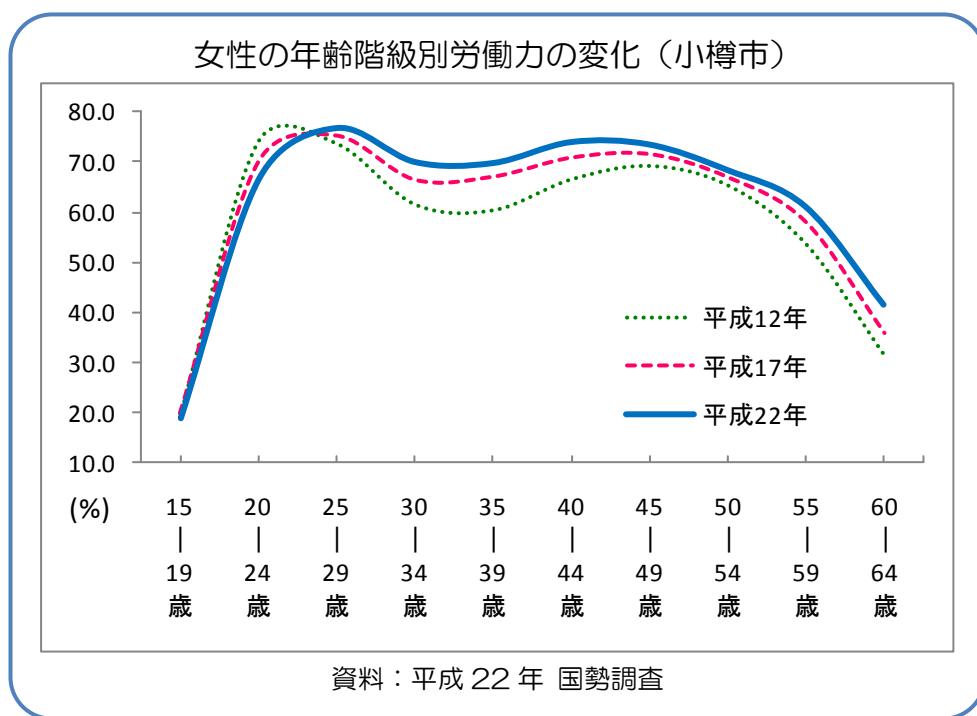
小樽市の少子・高齢化が進んでいる背景には、子どもを産み育て、働き盛りである 20~39 歳の転出の割合が高く、2011 年はこの世代の転出が全体の 50% を超えています。また、20 代から 40 代の未婚率が増加していることも考えられます。

小樽市の男女の未婚率を平成 2 (1990) 年からみていくと、20 代から 40 代までのほとんどの年代で未婚率が増加し、未婚化が進んでいます。



(4) 働く女性の増加と就業状況

小樽市の女性の就業者数の推移をみると、就業者人口に占める女性の割合は、平成 2 (1990) 年では 42.0%、平成 12 (2000) 年では 44.3%、平成 22 (2010) 年では 46.2% と徐々に高くなっています。また、女性の労働力率 (15 歳以上) を年齢階級別で見ると、いまだ M 字型曲線を描いていますが、平成 12 (2000) 年よりも 30 歳代の労働力が増加し、結婚や出産期に退職しその後再就職する女性が減少し、継続して就業する女性が増えているとみられます。



8 男女共同参画行政関係年表

年	国連	日本	北海道	小樽市
1975年 (昭50)	◇ 国際婦人年 ◇ 「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	◇ 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」「婦人問題担当室」設置		◇ 「勤労婦人センター」開設
1976年 (昭51)	◇ 「国際婦人の十年」開始（～1985年）	◇ 「育児休業法」施行（女子教員・看護婦・保母を対象） ◇ 「民法等の一部を改正する法律」施行（離婚復氏制度）		
1977年 (昭52)		◇ 「国内行動計画」策定 ◇ 「国内行動計画前期重点目標」策定 ◇ 「国立婦人教育会館」開館		
1978年 (昭53)			◇ 「北海道婦人行動計画」策定	
1979年 (昭54)	◇ 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭55)	◇ 「国連婦人の十年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン）「後半期行動プログラム」採択	◇ 「女子差別撤廃条約」署名決定	◇ 「北海道婦人指導員」配置（14支庁、平13年「北海道男女平等参画推進員」に改称）	◇ 「青少年婦人対策室」設置 ◇ 「婦人行政連絡会議」設置
1981年 (昭56)	◇ 「女子差別撤廃条約」発効	◇ 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行（配偶者の法定相続分の引上げ等） ◇ 「国内行動計画後期重点目標」策定		◇ 「婦人の国内交流」を社会教育課より引き継ぎ実施 ◇ 「婦人講座」開設 ◇ 「婦人問題懇談会」設置
1984年 (昭59)			◇ 「生活福祉部道民運動推進本部」に「青少年婦人局」を設置 ◇ 「北海道婦人行動計画後期の推進方策」策定	◇ 「婦人大学講座」開設（婦人講座を発展させ実施）
1985年 (昭60)	◇ 「国連婦人の十年最終年世界会議」開催（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇ 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行（国籍の父母両系主義等） ◇ 「男女雇用機会均等法」公布 ◇ 「女子差別撤廃条約」批准	◇ 「北海道婦人問題研究懇話会」（昭44年設置）を「北海道女性会議」に改組	
1986年 (昭61)		◇ 「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ◇ 「男女雇用機会均等法」施行 ◇ 「国民年金法の一部を改正する法律」施行（女性の年金権の確立）		
1987年 (昭62)		◇ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	◇ 「北海道女性の自立プラン」策定	
1988年 (昭63)			◇ 「青少年婦人室」設置	◇ 「婦人問題連絡協議会」設置（婦人行政連絡会議及び婦人問題懇話会の発展的解消）
1989年 (平元)				◇ 「新総合計画」に「女性の自立と地位向上」を位置付け
1990年 (平2)	◇ 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平3)		◇ 「育児休業等に関する法律」（育児休業法）公布 ◇ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	◇ 「北海道立女性プラザ」開設	◇ 「婦人国内研修」実施（婦人の国内交流を充実、発展させ実施、平7年「女性国内研修」に変更）
1992年 (平4)		◇ 「新しい農村漁村の女性—2001年にむけて—」（農村漁村女性に関する中長期ビジョン）策定 ◇ 「育児休業法」施行 ◇ 「婦人問題担当大臣」設置		

年	国連	日本	北海道	小樽市
1993年 (平5)		<ul style="list-style-type: none"> ◇「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)成立、施行 ◇「中学校の家庭科の男女必修」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「青少年婦人室」を「青少年女性室」に改称 	
1994年 (平6)		<ul style="list-style-type: none"> ◇総理府に「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 ◇「仕事と育児両立支援特別援助事業」創設 ◇「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表 ◇「高等学校の家庭科の男女必修」実施 		
1995年 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> ◇「第4回世界女性会議」開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「青少年女性室」を「女性室」に改称 ◇「北海道女性会議」を「北海道男女共同参画懇話会」に改組 ◇「北海道男女共同参画推進本部」設置 ◇「北海道立女性相談援助センター」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「青少年婦人対策室」を「青少年女性室」に改称 ◇「婦人問題連絡協議会」を「女性問題連絡協議会」に改称 ◇「女性情報誌『ぱるねっと』」発行（平15年男女平等参画情報誌に変更） ◇「女性セミナー」実施（平15年男女平等参画セミナーに変更） ◇「勤労婦人センター」を「勤労女性センター」に改称
1996年 (平8)		<ul style="list-style-type: none"> ◇「男女共同参画2000年プラン」策定 		
1997年 (平9)		<ul style="list-style-type: none"> ◇「男女雇用機会均等法」改正 ◇「労働基準法の女子保護規定」一部改正 ◇「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「北海道男女共同参画プラン」策定 	
1998年 (平10)				<ul style="list-style-type: none"> ◇「小樽市総合計画—市民と歩21世紀プラン」に「男女共同参画社会」を位置付け
1999年 (平11)		<ul style="list-style-type: none"> ◇「育児・介護休業法」施行 ◇「改正男女雇用機会均等法」施行 ◇「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ◇「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立、施行 		
2000年 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> ◇国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「男女共同参画基本計画」策定 ◇「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」成立、施行 		
2001年 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> ◇内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」を設置 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ◇「育児・介護休業法」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「北海道男女平等参画推進条例」施行 ◇「女性室」を「男女平等参画推進室」に改称 ◇「北海道男女平等参画審議会」設置 ◇「北海道男女平等参画苦情処理委員」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「女性相談室」開設 ◇「(仮称)小樽市男女共同参画プラン」の策定作業開始 ◇「市民意識調査」実施
2002年 (平14)			<ul style="list-style-type: none"> ◇「北海道男女平等参画基本計画」策定 ◇「北海道立女性相談援助センター」に「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇「小樽市女性議会」の開催（市制施行80周年記念）
2003年 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> ◇「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ◇「少子化社会対策基本法」公布、施行 ◇「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 		<ul style="list-style-type: none"> ◇「小樽市男女平等参画基本計画」策定 ◇「男女平等参画推進市民会議」「男女平等参画行政推進本部」設置 ◇「小樽の女性と男性」発行

年	国連	日本	北海道	小樽市
2004 年 (平 16)		◇ 「DV 防止法」改正、施行 ◇ 「DV 防止法」に基づく基本方針の策定	◇ 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設	◇ 「青少年女性室」を「男女平等参画課」と「青少年課」に再編 ◇ 「男女平等参画推進プラザ」開設
2005 年 (平 17)	◇ 国連「北京+10」世界閣僚級会合開催（ニューヨーク）	◇ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ◇ 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ◇ 改正「育児・介護休業法」施行		
2006 年 (平 18)		◇ 「男女雇用機会均等法」改正 ◇ 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	◇ 「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	◇ 「男女平等参画課」を勤労女性センター内に移転 ◇ 「婦人問題連絡協議会」を市民会議に移行 ◇ 「婦人大学講座」を「市民大学講座」に吸收
2007 年 (平 19)		◇ 改正「男女雇用機会均等法」施行 ◇ 「DV 防止法」改正 ◇ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008 年 (平 20)		◇ 改正「DV 防止法」施行 ◇ 「パートタイム労働法」改正、施行 ◇ 「次世代育成支援対策推進法」改正 ◇ 改正「DV 防止法」に基づく基本方針の改定	◇ 「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	
2009 年 (平 21)		◇ 「育児・介護休業法」改正	◇ 「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
2010 年 (平 22)	◇ 国連「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	◇ 「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011 年 (平 23)	◇ UN Women（国連女性機関）発足			◇ 「（仮称）第2次小樽市男女平等参画基本計画」の策定作業開始 ◇ 「おたる女性フェスタ」開催 ◇ 「市民意識調査」実施（第2回）
2012 年 (平 24)	◇ 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	◇ 改正「育児・介護休業法」全面施行 ◇ 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定		
2013 年 (平 25)				◇ 「第2次小樽市男女共同参画基本計画」策定



第2次小樽市男女共同参画基本計画
平成25年3月発行

小樽市生活環境部 男女平等参画課
〒047-0024 小樽市花園2丁目10番18号
TEL 0134-22-5904
FAX 0134-22-6081
◇市ホームページでも御覧になれます。
URL:<http://www.city.otaru.lg.jp/>